FUJIFILM

富士フイルム　イメージングソリューション事業部

グリーン調達基準 付属書２

Ｖｅｒ．１０．４

FUJIFILM group
Green Policy

２０２６年１０月

富士フイルム株式会社　イメージングソリューション事業部

改訂履歴

改訂 No.	制定・改訂内容	制定・改訂日
Ver.10.0	グリーン調達基準を一新した ・富士フイルム グリーン調達基準書 Ver.3.3 準拠 ・当事業部として独自に指定する含有制限化学物質を追加	2020 年 2 月 28 日
Ver.10.1	富士フイルム グリーン調達基準書 Ver.3.4 準拠	2020 年 12 月 1 日
Ver.10.2	①事業部統合・名称変更に伴い、以下の変更を実施 ・基準名を変更 ・旧イメージング事業部製品の機器製品を対象となる製品群に追加 ②富士フイルム グリーン調達基準書 Ver.3.5 準拠 ③新規法規制動向・お客様基準を踏まえ、含有情報伝達物質を追加 ④富士フイルム グリーン調達基準書を引用のためアスベストを削除	2021 年 10 月 1 日
Ver.10.3	①富士フイルム グリーン調達基準書 Ver.3.6 準拠 ②新規法規制動向・お客様基準を踏まえ、含有制限化学物質（PFCA、PFHxS、DP、UV-328、鉱物油）、含有情報伝達物質（PFAS）を追加	2023 年 7 月 21 日
Ver.10.4	①富士フイルム グリーン調達基準書 Ver.3.7 準拠 ②含有制限化学物質について以下の修正 ・富士フイルム グリーン調達基準書と重複するため、PFCAs とその塩及び関連物質、PFHxS とその塩、PFHxS 関連物質、DP、UV-328 を削除 ・鉱物油の適用開始日を過ぎたため日付を削除 ・法規制動向を踏まえ、ハロゲン系難燃剤、デカブロモジフェニルエタン（DBDPE）、ウンデカフルオロヘキサン酸（PFHxA）とその塩、PFHxA 関連物質、パーフルオロヘプタスルホン酸（PFHpS）および関連物質、パーフルオロノナンスルホン酸（PFNS）とパーフルオロデカンスルホン酸（PFDS）および関連物質、パー/ポリフルオロアルキル物質（PFAS）を追加 ③含有情報伝達物質について以下の修正 ・放射性物質の物質群を最新の名称に更新 ④連絡先情報を最新のものに更新	2026 年 10 月 19 日

１．はじめに

本基準書は、富士フイルム グリーン調達基準書に準拠し、富士フイルム株式会社 イメージングソリューション事業部(以下、当事業部という)が調達する物品に対して化学物質の管理基準を定める。

２．グリーン調達基準

下記(1)から(2)の全ての基準を満たしていること。

(1) 富士フイルム グリーン調達基準書

https://www.fujifilm.com/jp/ja/about/sustainability/procurement#link01

(2) 当事業部として独自に指定する含有制限化学物質※、含有量把握管理化学物質※に対する基準を順守していること。

※含有制限化学物質・含有量把握管理化学物質とその基準値は表 1～表 2 に記載します。

※法規制で適用除外の指定がある場合は、その範囲内で含有を認めます。

なお、当社お客様要求などにより、本基準書と異なるお願いをする場合があります。

表 1. 当事業部として独自に指定する含有制限化学物質

フッ素系温室効果ガス（PFC、SF_6、HFC）		
対象		規制値
・全て		意図的添加
適用除外	・プロジェクター用電源ユニットのサージアブソーバーへ使用される SF_6	

オゾン層破壊物質（ODS）	
モントリオール議定書 附属書 A、B、C、E の対象物質(*)	
対象	規制値
・アーティクル	意図的添加
・ODS による処理が施された部品・材料	ODS による洗浄加工・発泡加工等の処理

(*) 参考：

http://www.env.go.jp/earth/ozone/montreal_protocol.html （環境省ウェブサイト）

http://ozone.unep.org/ （UNEP オゾン事務局ウェブサイト）

ポリ塩化ターフェニル類（PCT 類）	
対象	規制値
・アーティクル	材料中の 0.005 重量%（50 ppm）以下

酸化ベリリウム	
対象	規制値
・全て	製品中の 0.1 重量%（1000 ppm）以下

ポリ塩化ビニル（PVC）及び PVC 混合物	
対象	規制値
・業務用を除く、下記製品のキャリングバック、キャリングケース、キャリングポーチ用の生地およびコーティング剤 –パーソナルコンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブルオーディオ ・アクセサリー、接続コード等を束ねる結束バンド ・製品および製品に同梱されるアクセサリー等に用いられる包装部品・材料（袋、粘着テープ、カートン、ブリスタパックなど）ただし、デバイス、半導体およびその他部品に用いられる包装部品・材料（トレイ、マガジンスティック、ストッパ、リール、エンボスキャリアテープなど）を除く ・熱収縮チューブ（ただし、電池に使用される部品･材料を除く） ・フレキシブルフラットケーブル（FFC） ・絶縁板、化粧板、ラベル（ただし、電池に使用される部品・材料を除く） ・シート、ラミネート ・車載機器取付け用吸着盤	意図的使用
適用除外	・塗料、インキ、コーティング剤、接着剤等に用いられる樹脂用結着剤（バインダ） ・購買部門が指定したアーティクル

トリス（2-クロロエチル）=ホスファート（TCEP）、トリス（1-クロロ-2-プロピル）=ホスファート（TCPP）、トリス（1,3-ジクロロ-2-プロピル）ホスファート（TDCPP）	
CAS No.115-96-8、別名:リン酸トリス（2-クロロエチル）、トリス（2-クロロエチル）=ホスフェート CAS No.13674-84-5、別名:リン酸トリス（1-メチル-2-クロロエチル）、トリス（1-クロロ-2-プロピル）=ホスフェート CAS No.13674-87-8、別名:リン酸トリス（1,3-ジクロロ-2-プロピル）、トリス（1,3-ジクロロ-2-プロピル）ホスフェート	
対象	規制値
・アーティクル	成形品中の 0.1 重量%（1000 ppm）以下

塩化コバルト	
CAS No.7646-79-9	
対象	規制値
・乾燥剤（シリカゲル等）に使用される湿度指示薬	意図的添加
・湿度インジケーター （注）湿度インジケーターとは、塩化コバルトを紙などに含浸させたタイプのもの	成形品中の 0.1 重量%（1000 ppm）以下

1～7 個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素（MOAH）	
対象	規制値
・包材、印刷物	インク中の 0.1 重量%（1000 ppm）以下

前項の MOAH のうち、芳香環 3～7 の化合物	
対象	規制値
・包材、印刷物	インク中の 1ppm 以下

16～35 の炭素原子を含む鉱物油飽和炭化水素 (MOSH)	
対象	規制値
・包材、印刷物	インク中の 0.1 重量%（1000 ppm）以下

ハロゲン系難燃剤	
対象	規制値
・電気電子機器のプラスチック筐体	意図的添加または均質材料中で各ハロゲン元素の 0.1 重量%（1000 ppm)以下
適用除外	新規採用は原則禁止、但し米国ワシントン州の難燃剤規制(Chapter 173-337 WAC)に該当しない既存部品は継続使用可

デカブロモジフェニルエタン（DBDPE）	
対象	規制値
・電気電子機器（部品を含む）を除く全て	意図的添加または成型品中の 0.05 重量%（500ppm）以下

ウンデカフルオロヘキサン酸（PFHxA）とその塩	
対象	規制値
・繊維、皮革、毛皮部品	PFHxA とその塩の合計で均質材料中の 0.0000025 重量%（25ppb）未満

PFHxA 関連物質	
対象	規制値
・繊維、皮革、毛皮部品	PFHxA 関連物質またはそれらの組み合わせで均質材料中の 0.0001 重量%(1ppm、1000ppb)未満

パーフルオロヘプタスルホン酸（PFHpS）および関連物質	
対象	規制値
・全て	(a)PFHpS およびその塩類で 0.0000025 重量%（25ppb）以下 (b)PFHpS 関連化合物またはそれらの化合物の組み合わせで 0.0001 重量%（1ppm)以下

パーフルオロノナンスルホン酸（PFNS)、パーフルオロデカンスルホン酸（PFDS)、および関連物質	
対象	規制値
・全て	(a)PFNS, PFDS およびその塩類で 0.0000025 重量%(25ppb)以下 (b)PFNS, PFDS 関連化合物またはそれらの化合物の組み合わせで 0.0001 重量%（1ppm)以下

パー/ポリフルオロアルキル物質（PFAS）	
対象	規制値
・繊維製品（天然/合成皮革、綿、絹、ジュート、麻、羊毛、ビスコース、ナイロン、ポリエステルなどを含む）	材料中で全有機フッ素の0.005重量%（50ppm）未満

表 2. 含有量把握管理化学物質

デカブロモジフェニルエタン（DBDPE）（CAS No. 84852-53-9）	
対象	規制値
・表１を除く全て	意図的添加

ウンデカフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩及び関連物質	
対象	規制値
・全て	意図的添加

過塩素酸塩	
過塩素酸塩リチウム(CAS No. 7791-03-9)を含む	
対象	規制値
・電池またはその構成部品	$6x10^{-7}$重量%（6 ppb）

放射性物質	
chemSHERPA管理物質上で、SN0038に相当する物質群	
対象	規制値
・全て	意図的添加

パー/ポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	
対象	規制値
・表１を除く全て	意図的添加

※PFASは、EPA CompToxのリストを参照のこと。詳しくは担当者にお問い合わせください。
https://comptox.epa.gov/dashboard/chemical-lists/pfasstruct

本付属書に関する問い合わせ先：

富士フイルム株式会社
イメージングソリューション事業部 品質価値保証グループ
e-mail： ff-koudenji-prochemist@fujifilm.com